大田区南六郷創業支援施設

「六郷 BASE」

入居者募集要項

令和 4 年 8 月版

大田区

お問い合わせ先

六郷 BASE 運営事務局 【電子メール】 info@rokugobase.com

【電話番号】 03-6715-9751

1　施設の目的

（1）区内開業率の向上
新規創業をしやすい環境を整え、区内の開業率を向上させ区内定着を図り、区の多様な産業集積を維持する。
（2）区内産業の発展
創業者と区内企業との連携機会を増やすことで、既存の区内企業のさらなる成長を促し、区内産業の発展へ寄与する。
（3）創業の機運醸成
多様な人々による本施設の活動を通して創業に関する興味や起業家マインドを育てることで、創業のすそ野を広げる。

2　応募資格

使用申請者は、「1 施設の目的」を十分に理解し、次に掲げる（1）から（5）の全ての要件を備えていなければなりません。
（1）個人又は中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
（2）次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア　大田区内で創業しようとする者

イ　創業後概ね 5 年以内の者

ウ　新分野に進出しようとする事業経営者又は事業経営者グループ

（3）本施設の使用に適し、他の使用者の操業又は営業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、本施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
（4）事業税及び住民税を滞納していないこと。
（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3　求める入居者像

（1）入居者及び利用者等と情報交換や事業連携へ積極的に関わりコミュニケーションを図る者。
（2）大田区内の商業やサービス、製造業など各種事業者と事業連携や事業協力を積極的に図る者。
（3）起業やその準備、新規事業の立上げ、企業経営で施設スタッフのサポートを必要とする者。
（4）施設使用期限が来て施設退去した後も大田区で事業拠点を構え、大田区内のネットワークを活用し大田区の地域活性化への関わりを持つことを希望する者。
（5）オフィスを事業活動の拠点とする意思がある者。（単に倉庫としての使用や、研修・コールセンター等としての使用は認められません。）（オフィス）
（6）入居後 3 年以内に、事業規模を拡大し複数人で進めていく予定がある者。（オフィス）
（7）入居後概ね 1 年以内に、創業する予定がある者。（シェアードオフィス）

4　入居審査等スケジュール

（1）オフィス・シェアードオフィス

応募受付期間		書類審査通知	面接審査	面接審査通知	使用開始
2022 年	3 月 15 日まで	3 月下旬	4 月 6 日(水)	4 月中旬	5 月 1 日～
	4 月 15 日まで	4 月下旬	5 月 9 日(月)	5 月中旬	6 月 1 日～
	5 月 15 日まで	5 月下旬	6 月 1 日(水)	6 月中旬	7 月 1 日～
	6 月 15 日まで	6 月下旬	7 月 7 日(木)	7 月中旬	8 月 1 日～
	7 月 15 日まで	7 月下旬	8 月 3 日(水)	8 月中旬	9 月 1 日～
	8 月 15 日まで	8 月下旬	9 月 7 日(水)	9 月中旬	10 月 1 日～
	9 月 15 日まで	9 月下旬	10 月 5 日(水)	10 月中旬	11 月 1 日～
	10 月 15 日まで	10 月下旬	11 月 2 日(水)	11 月中旬	12 月 1 日～
	11 月 15 日まで	11 月下旬	12 月 7 日(水)	12 月中旬	1 月 1 日～
	12 月 15 日まで	12 月下旬	1 月 11 日(水)	1 月中旬	2 月 1 日～
2023 年	1 月 15 日まで	1 月下旬	2 月 1 日(水)	2 月中旬	3 月 1 日～
	2 月 15 日まで	2 月下旬	3 月 6 日(月)	3 月中旬	4 月 1 日～

（2）コワーキングスペース

応募受付期間	面談	書類審査通知	使用開始
随時募集	書類受理から 10 日程度	面談から 10 日程度	書類提出から概ね 1 か月後～

※年末年始やその他諸事情によって上記の予定より遅くなる場合があります。

（3）注意

※必ず面接日をご確認のうえ、ご応募ください。（オフィス・シェアードオフィス）

※応募書類の提出までに当施設の内覧を必須とさせていただきます。

※原則として使用許可日から 1 か月以内に入居していただきます。

5　使用期間

3 年間。（ただし、更新審査により、最長 5 年間の使用が可能となります。）

6　使用料

（1）以下、各室の月額使用料金、入居時に必要な保証金(オフィス利用者のみ必須)です。

	1～3 年目	4 年目	5 年目	保証金
オフィス 301～311 号室	42,000 円	56,000 円	70,000 円	126,000 円
オフィス 312 号室	66,000 円	88,000 円	110,000 円	198,000 円
シェアードオフィス 201～208 号室	10,000 円	15,000 円	15,000 円	―
コワーキングスペース	8,000 円	10,000 円	10,000 円	―

（2）その他の費用負担

オフィス	自己負担 （電気使用料、インターネット回線使用料、ごみ処理費等）

※インターネット回線は各自で通信事業者との契約が必要です。通信の仕様によっては、入居者の負担により居室までの配線工事が必要となる場合があります。また、ルーター等装置も同様に入居者の負担により用意していただくこととなります。

※ごみ処理は各自で契約が必要です。指定管理者が指定したごみ処理業者とご契約をお願いします。

※電気使用量は毎月月額使用料と共に請求させて頂きます。

シェアードオフィス	自己負担（ごみ処理費）

※ごみ処理は各自で契約が必要です。指定管理者が指定したごみ処理業者とご契約をお願いします。

（3）月額使用料は前月末日までに振込によりお支払いいただきます。振込手数料は入居者の負担となります。

（4）室タイプ

最新の空室状況は六郷 BASE ホームページからご確認ください。

オフィス	シェアードオフィス	コワーキングスペース
 ●301～311 号室（14 ㎡） ●312 号室（22 ㎡） ※全 12 室 ※1 申請者につき 2 室まで申請できます。	 ●201～208 号室（約 5 ㎡） ※全 8 ブース ※1 申請者につき 1 ブースに限ります。	 ●フリー席 ※1 申請者につき 1 席に限ります。 ※中小企業者が申請者である場合は 3 席まで申請できます。

オフィス号室 MAP

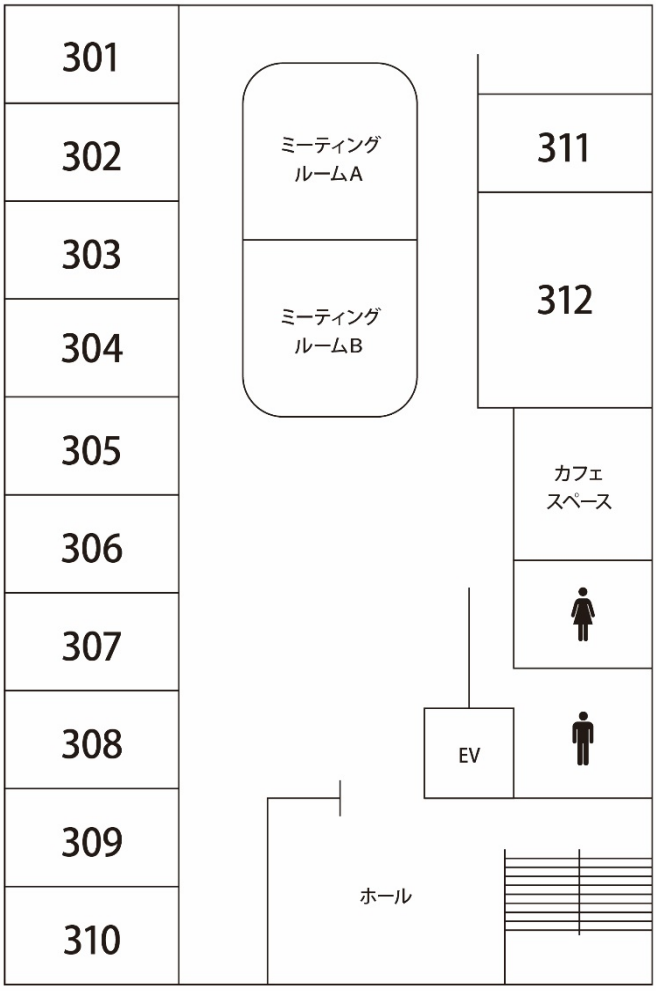

シェアードオフィス号室 MAP

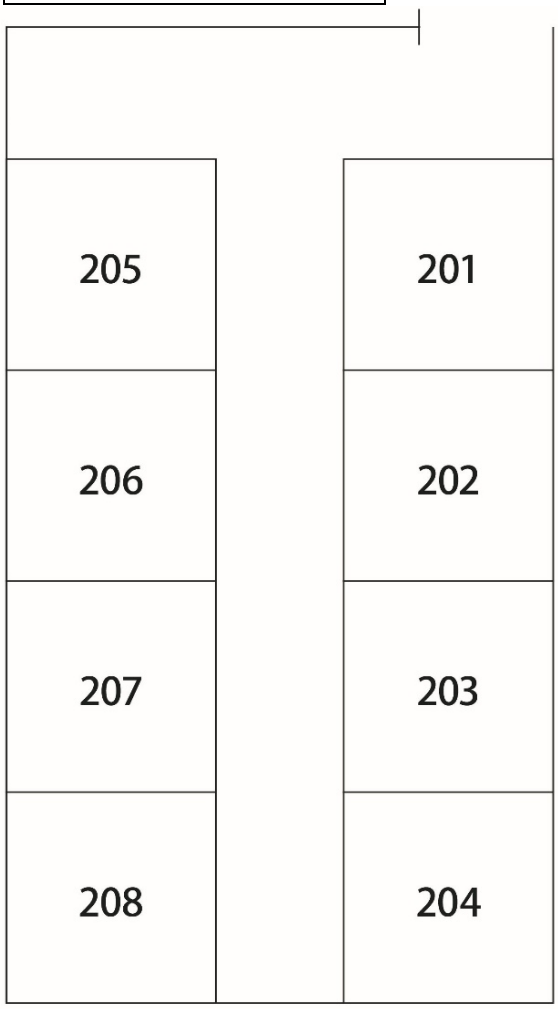

7　設備

	オフィス	シェアードオフィス	コワーキングスペース
空調	○	○(共用)	○(共有)
家具、備品	各自で用意	机、椅子、袖机(鍵付き)	机、椅子、ロッカー
インターネット	各自で契約	Wi-Fi あり	Wi-Fi あり
３F 会議室（２室）	○	―	―
２F 会議室（４室）	○	○	○
３F カフェスペース	○	―	―
２F カフェスペース	○	○	○
機械警備	○	―	―

※複合機が 1 階オープンスペース、2 階コワーキングスペースに各 1 台あります（有料)。

※法人登記または個人事業主として開業した企業または個人はポスト（建物エントランス内）が利用できます。

※コワーキングスペースは専用の貸出ロッカーが利用できます。(有料)

8　応募書類及び申込方法

（1）大田区南六郷創業支援施設使用申請書（別記第 1 号様式）

（2）事業計画書

※事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料や製品概要（写真等）を別紙で添付してもかまいません。

（1）（2）は下記ホームページからダウンロードできます。

六郷 BASE ホームページ ＵＲＬ　https://rokugobase.com/entry/

（3）添付書類（申請書の別添）

添付書類	法人	法人(1 年未満)	個人（創業済）	個人（未創業）
①	法人登記簿謄本	法人登記簿謄本	開業届出書	住民票
②	直近 2 年分の納税証明書（法人住民税及び事業税）	直近の納税証明書（法人住民税及び事業税）	直近 2 年分の住民税の納税証明書	直近 2 年分の住民税の納税証明書
③	直近の決算書	不要	直近の確定申告	不要

※応募書類及び添付書類は結果にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。

※学生等で収入のない方は非課税証明書をご用意ください。

※各種証明書については 3 か月以内に取得したものをご用意ください。

※法人(1 年未満)で法人住民税及び事業税の支払が済んでいない場合は、直近 2 年分の住民税の納税証明書をご用意ください。

（4）申込方法及び申込先

応募書類を整え、郵送又は持参により提出してください。

【郵送先】〒144-0045 東京都大田区南六郷三丁目 10 番 16 号

「六郷 BASE」運営事務局宛

※持参される場合、受付時間（10 時～18 時）に来訪してください。

9　申込にあたっての注意事項

（1）申込にあたっては、入居者募集要項、大田区南六郷創業支援施設条例、大田区南六郷創業支援施設条例施行規則、大田区南六郷創業支援施設利用規約をよくお読みください。これらに違反した場合は、入居後であっても退去していただく場合があります。

（2）大田区南六郷創業支援施設使用申請書（別記第１号様式）、事業計画書は全て記入してください。なお、応募書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

記載方法は最終頁の「大田区南六郷創業支援施設使用申請書（別記第１号様式）記入例」を参考にしてください。

（3）事業計画書の内容と異なる事業を行った場合、退去いただく場合があります。

（4）選考審査に対する個別具体的なお問い合わせについては、応じることができませんのでご了承ください。なお、応募書類、添付資料等の内容に虚偽又は重大な誤り等があった場合、入居決定を取り消すことがあります。

（5）審査の結果オフィス等入居者を決定しない場合があります。

１０　書類審査評価基準

書類審査は提出された事業計画書等により、次に掲げる 5 項目で評価します。

ア　必要性：施設に入居する必要性があるか

イ　知識・能力：起業者としての知識・能力はあるか

ウ　市場性・採算性：需要動向、価格競争等の市場性及び販路の確保等の採算性のある事業計画となっているか

エ　地域貢献性：地域経済に貢献できる事業計画となっているか

オ　計画性：創業又は新分野進出までに何をするかという行動計画や資金計画が明確に設定されているか

１１　遵守事項

（1）振動や音、異臭の発生などにより、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけないこと。
（2）動物等の扱いは不可とし、敷地内での動物、鳥等へのエサやり等を行わないこと。
（3）事務所内での火気の使用をしないこと。
（4）当施設および敷地内で喫煙しないこと。（専有部分を含む）
（5）法人が当施設を本社とする法人登記を行った場合、登記の変更後、速やかに運営事務局に法人登記簿謄本を提出すること。なお、新たに法人登記をする場合も同様とする。
（6）視察等に協力すること。
（7）インキュベーションマネージャーとの面談を月 1 回以上受けること。（オフィス、シェアードオフィス）
（8）1 ブースにつき 1 人のみの使用とすること。（シェアードオフィス）
（9）インキュベーションマネージャーとの面談を 3 か月に 1 回以上受けること。（コワーキングスペース）
（10）年 1 回大田区に事業実績報告書を提出すること。
(11)駐車場は原則荷物の搬入に限り、通勤等では使用しないこと。

１２　個人情報の取扱い

（1）応募書類については、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」「大田区における契約に関する特約」に基づき適切に取扱います。
（2）入居決定者の応募書類については、入居後の支援にも使用します。
（3）入居者とならなかった場合の応募書類は審査終了後破棄します。

13　施設概要

開館日：原則として年中無休

開館時間：10 時～18 時(最終受付 17 時)

※入居者は原則として 24 時間 365 日利用可能

施設名称		大田区南六郷創業支援施設「六郷 BASE」
所在地		東京都大田区南六郷三丁目 10 番 16 号
階数		地上 3 階建
構造		鉄筋コンクリート造
フロア構成	1 階	オープンスペース、試作室、セミナールーム、トイレ、誰でもトイレ
	2 階	コワーキングスペース、シェアードオフィス(全 8 ブース)、会議室(4 室)、カフェスペース、トイレ
	3 階	オフィス(全 12 室)、フリースペース、会議室(2 室)、カフェスペース、 ラウンジ、トイレ

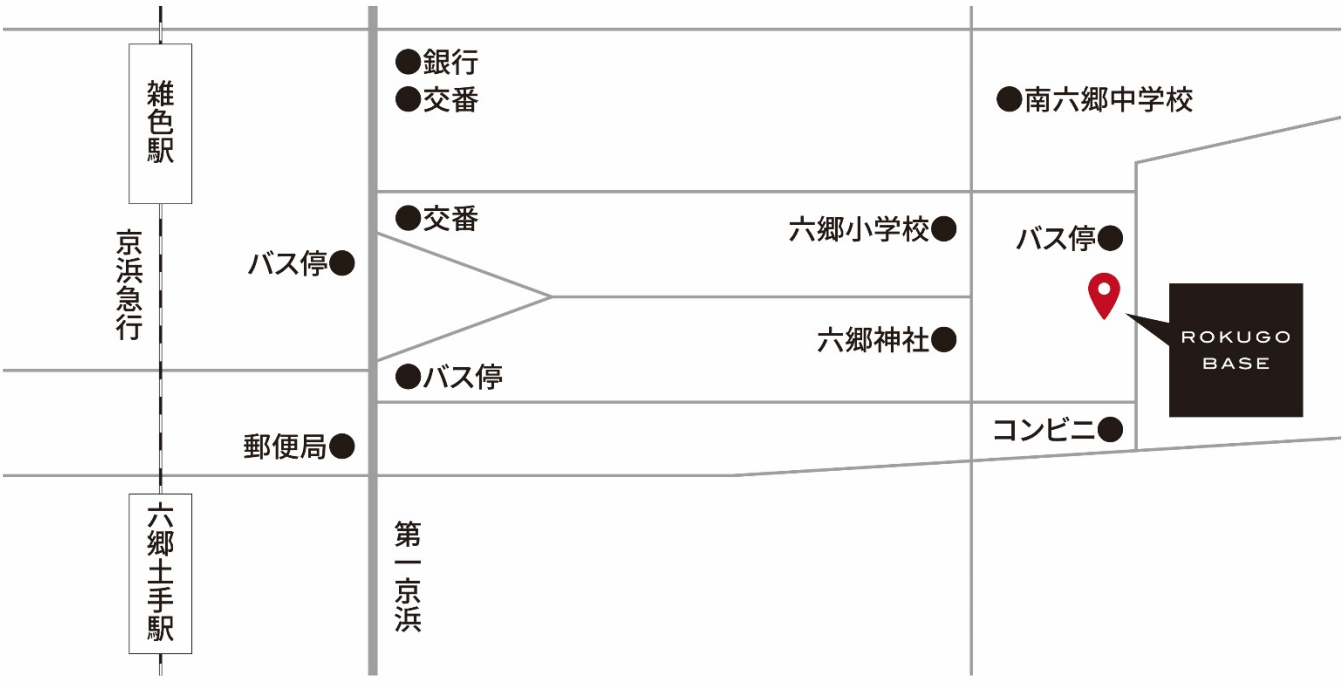

交通アクセス：

京浜急行本線「六郷土手駅」「雑色駅」より徒歩 10 分

JR 京浜東北線蒲田駅東口　京急バス「六郷小学校」下車徒歩 1 分

敷地内にコミュニティサイクルポート有り

記入例(個人が使用する場合)

別記

第１号様式（第５条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用申請書

2021 年　10 月　1 日

（宛先）大田区長

氏名の横に**押印**をお願いします。
(スタンパーは不可)

住　所　東京都大田区南六郷 3-10-16

氏　名　六郷　太郎　印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
企業グループにあっては、代表企業等の所在地、グループ名及び代表者の氏名

担当者　住　所　同上

氏　名　同上

電話番号　（　03　）1234-5678

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　info@rokugobase.com

大田区南六郷創業支援施設の使用について、下記のとおり申請します。

記

併願される際は希望する全ての会員種別を〇で囲んでください。

（１）オフィス等

施設名	オフィス　・　シェアードオフィス　・　コワーキングスペース
使用期間	2022 年　2 月　1 日　から　2025 年 1 月　31 日　まで

（２）貸切施設

施設名	オープンスペース　・　セミナールーム　・　試作室
使用期間	

記入例(法人が使用する場合)

別記

第１号様式（第５条関係）

大田区南六郷創業支援施設使用申請書

2021 年　10 月　1 日

（宛先）大田区長

氏名の横に**押印**をお願いします。
(スタンパーや社印は不可)
・代表者印

住　所　東京都大田区南六郷 3-10-16
株式会社　BASE
氏　名　代表取締役　六郷　太郎　印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
企業グループにあっては、代表企業等の所在地、グループ名及び代表者の氏名

担当者　住　所　東京都大田区南六郷 3-10-16
氏　名　総務担当　大田　花子
電話番号　（　03　）1234-5678
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　hanako@rokugobase.com

大田区南六郷創業支援施設の使用について、下記のとおり申請します。

記

併願される際は希望する全ての会員種別を〇で囲んでください。

（１）オフィス等

施設名	オフィス　・　シェアードオフィス　・　コワーキングスペース
使用期間	2022 年　2 月　1 日　から　2025 年 1 月　31 日　まで

（２）貸切施設

施設名	オープンスペース　・　セミナールーム　・　試作室
使用期間	